

# デンマーク国立社会研究所「デンマークにおけるDV被害女性のためのシェルター」(1)

著者	吉中 季子
雑誌名	紀要
巻	6
ページ	49-61
発行年	2012-03-31
出版者	名寄市立大学
ISSN	18817440
書誌レコードID	AA12272535
論文ID (NAID)	110009428356
URL	<a href="http://id.nii.ac.jp/1088/00001781/">http://id.nii.ac.jp/1088/00001781/</a>



デンマーク国立社会研究所  
「デンマークにおけるDV被害女性のためのシェルター」(1)

“Shelters in Denmark for Battered Women”  
by The Danish National Institute of Social Research  
(Socialforskningsinstituttet)

翻訳 吉中 季子

名寄市立大学

「紀要」 第6巻 抜刷

2012年 3月

# デンマーク国立社会研究所 「デンマークにおけるDV被害女性のためのシェルター」(1)

“Shelters in Denmark for Battered Women”  
by The Danish National Institute of Social Research  
(Socialforskningsinstituttet)

翻訳 吉中 季子\*

\*名寄市立大学保健福祉学部社会福祉学科

キーワード: デンマーク シェルター ドメスティックバイオレンス, 危機センター

## 資料紹介にあたって

日本のドメスティック・バイオレンス(以下、DV)施策はまだ日が浅く、2001年に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律が施行され2度の改正を経たところである。DV被害者の保護や支援は、都道府県の一時保護所のみならず民間のシェルターが担っている部分が多い。しかしながらその多くは、被害者の安全を守りながら、相談から自立までの多様な支援と責任を求められる一方で、財政や安全確保などの問題を抱える現状がある。財政支援も都道府県により格差があり、民間シェルターは財政的な厳しさから閉鎖を余儀なくされるところもでてきている。2011年総務省による「住民生活に光をそそぐ交付金」のなかでDV対策への交付金を実施されたが、単年度のもので継続性がなく運営を安定させるものに至っていない。

「世界一幸福な国」といわれるデンマークでもDV<sup>\*1</sup>は存在する。そのため、デンマークでは、2002年にDVの施策方針を定めた行動計画<sup>\*2</sup>を策定し、DVの防止、被害者支援のための国の方針を定めた。それを引き継ぐものとして2005年に新行動計画<sup>\*3</sup>、2009年に第3次の行動計画<sup>\*4</sup>が2012年を期限として実施されているところである。

ここで紹介する資料は、デンマーク国立社会研究所(The Danish National Institute of Social Research/Socialforskningsinstituttet)が2005年に、デンマーク国内のDV支援施策に関して基本的な概要をまとめたものである。デンマークのDV施策は、すでに第3次の行動計画の実行中ではあり状況が変化している点もあるが、当資料は、デンマークのそもそもの女性運動やDV施策の沿革、その中心を担っているシェルター(危機センター)<sup>\*5</sup>の概要を得るための有効な資料である。デンマークはこれまで訳者が行った現地調査からも、警察との連携の迅速性、子どもへのケア等、日本が目指すべき一つのモデルではないかと考えている。そのようなことから、日本のDV施策への示唆となりうる検討資料となるため、ここに紹介する<sup>\*6</sup>。本号では全文のうち「1. デンマークにおけるDV」と「2. 法的枠組み」を掲載する。

尚、本資料はデンマーク国立社会研究所のホームページ上にも公開されている<sup>\*7</sup>。

---

2011年11月24日受理

\*責任訳者

住所 〒096-8641 北海道名寄市西4条北8丁目1

E-mail: yoshinaka@nayoro.ac.jp

目次

はじめに

1. デンマークにおけるDV—全国の概況—
2. 法的枠組み (以上、本号掲載)
3. DVに関する研究：最新情報
4. シェルターサポート
5. サービスの提供
6. ウェブページ
7. 結論
8. 参考文献

はじめに

本報告書の目的は、デンマークにおけるドメスティック・バイオレンス（以下、DV）の被害者となっている女性のためのシェルター・サービス（危機センター）に関する情報基盤を確立することである。この報告書の作成は、EUのダフネ・プログラム（Daphne Program）<sup>※</sup>に沿ったヨーロッパ・プロジェクトの一部であるとともに、プロジェクトの参加国の指針となるように構成されている。

本報告書は、当該分野における文献や少数の統計報告を主として、比較し整理する事務作業によって作成された。また、2004年初頭には、「危機センター全国組織」（LOKK）の2人の職員と本分野の専門家2名とのインタビューに加えて、各危機センターへ郵送によるアンケートを実施した。センター各位には、多忙の中、快くアンケートに回答いただき謝意を申し上げる。また、本報告書にご意見をいただいた、上級研究員、エルゼ・クリステンセン氏に感謝を申し上げる。なお、本稿は、デンマーク国立社会研究所（SFI）の上級研究員、インゲル・コッフニールセン氏（Inger Koch-Nielsen）による綿密な協力のもとに、ルチア・カセレス氏（Lucia Caceres, 社会科学学士）によって照合された上で、報告書の作成が行われた。

1. デンマークにおけるDV—全国の概況—

1.1 DVに関する世論の出発点と発展

DVが世論の対象となったのは、1970年代の女性運動がきっかけであり、おそらく、その端緒となったのは、ジョアン・シスターズ（Joan Sostrene）による市民集会であろう<sup>1)</sup>。それまで、「夫による妻への暴力」は、結婚生活において多く見られたことであり、それゆえ家庭内の夫婦間の問題とされていた。

この時期は、アメリカの社会学者デイビス・ナネット（Nanette J. Davis）が言うところの、西側社会におけるDV問題の発展の第1段階にあたり、それ

をふまえて、これまでのデンマーク全体の発展は、伝統的な構造、解体、再構築の3段階に分けることができる（Järvinen 1993）。以下の各節では、この3段階の区分に基づき、DVに対する文化的見解および取り組み方に影響を与えてきたデンマーク社会の発展の主な特徴を簡単に概括する。これにあたり、特に女性運動の発展、労働市場における女性の地位、福祉国家の発展、家族形態の変化、そして当然のことながら、これらすべての結果と言える男女関係の変化というテーマに焦点を当てる。

第1段階：伝統的構造 - 1960年代まで

それまで、DVは夫が世帯主としての地位を強調する手段として社会的にほぼ受容されてきた。この問題は、政治社会学者ドゥルード・ダレラップ（Drude Dahlerup）が指摘したように、デンマークにおける女性運動史の初期の二度にわたる運動においても、論点として取り上げられることはなかった。ダレラップは、デンマーク女性協会（Dansk Kvindesamfund）が組織された1871年を、最初の問題提起の高まりの年として捉えている。この協会は、女性の権利および女性の生活環境の向上のために運動するはじめての組織であった。当時の主な論点は市民としての女性の権利認識であった。すなわち、教育、労働、精神的啓蒙への機会だけではなく、結婚後も働いて得られた収入を自由に使える権利の主張であった。

第二の高まりは、1905年から1920年代までの女性の選挙権獲得に関する戦いであった（Dahlerup 1998）。これまでにはない女性組織の広範囲の連携が形成され、このときの運動は、議事堂への1万人から1万2千人の女性デモ行進になるほどであった。1915年に、女性の選挙権、被選挙権を獲得したことにより、彼女たちの要求は実現した。同時に、死亡や離婚時の財産の平等配分を定めた婚姻法の導入は、家庭内においても母親が子の養育権を獲得し、

家事労働は賃金労働と同等に扱われるようになった。こうしたことにより、女性の法的、公的な地位が向上していった。

当時、農業と家内工業という伝統的な労働市場における女性の占める割合が高いにも関わらず (Borshost & Siim 1984)、女性の多くは夫の補助的役割で、労働の主たる担い手とはならず家事に専念することが多かった。こうした夫と妻の労働分担により、妻の夫への経済的依存が強まっていった。伝統的に、女性の労働上の地位は婚姻に関係しており、結婚前に労働市場に存在したものは、結婚後には家庭の主婦へと変化した。

1930年代、デンマークが福祉国家となってからは、女性の労働力は主に公共関連職などの近代的部門へと移行した。同時に、中流階級の女性が労働市場に参入することになり、それまでの労働階級の女性が直面していた、家事と仕事の両立の問題が彼女らにも降りかかっていった。こうして、男女の役割分担が議論の的となった。

## 第2段階：解体 - 1960・1970年代

1960年代になると、女性の労働力としての参加が急速に増加した。1965年に設立された女性委員会は、女性を労働市場に参入させること、福祉国家の形成における市民の福祉を議題に乗せることを、その主たる課題とした。委員会では、女性の二重の労働負担について活発な議論がなされ、公的育児センターの設立などの改善点がみられるようになった。この育児センターは、シングルマザーを取り巻く環境改善への取り組みの第一歩でもあった。しかし、こうした変化は、社会の注目を徐々に集めるようになっていたとはいえ、女性の生計の独立への道は依然として困難なものであった (Koch-Nielsen 1998)。事実その間の数十年、既婚女性の労働はパートタイム労働であるのが一般的であった。

性別役割分担の変化は、当時の社会の大きな変化と同等の速さでは進まなかった。女性は依然として家事・育児の役割を担っていると考えられ、男性が生計の維持者であるとの考え方はかなり根強かった。もっとも、このような男性の役割像は、女性が経済的な自立性を徐々に高めてくるにつれて、いくぶん脅かされるようになってきた。というも、女性が所得を得るようになっていただけではなく、たとえ離婚したとしても所得を維持できる可能性がでてき

たからである。夫は、一方で妻の家庭外での就労に賛同し、二重の労働を認めながらも、妻に家事を専念して欲しいとの願望があり、それが家庭内で軋轢を引き起こすようになってきた。さらには、妻が夫の暴力から逃れたくても、その結果生じるシングルマザーの直面する困難な生活状況が、別居を思いとどまらせた。

もっとも、1970年に、離婚の法的手続きは、以前と比べてかなり簡素化され、一方の別居の権利が明文化されたり、離婚成立までの別居期間も2年間から1年間に短縮されていた (Hansen 1999)。1960年代は、女性が男性とほぼ完全に同等の法的権利を得られ、大規模な社会変化の時代として特徴づけられる。同時に、家庭内外の仕事の分担、離婚後に遭遇する女性の貧困な状況、中絶の自由の権利 (1973年に導入)、避妊薬 (1969年に合法化) 等は、一般的な論争点となり盛んに議論されるようになった。

家庭の生活形態は2つの収入源によって支えられるようになるにつれて、徐々にではあるが女性は世帯の必要な収入源として認められるようになった。その結果、一般的な労働者像はもはや男性のみに当てはまるものではなくなってきた。しかも、避妊薬の導入や1973年に導入の中絶の自由などは、女性の生活および自立促進にとって重要な出来事であった (Koch-Nielsen 1998)。性別の役割に対するこのような重大な変化は、いまや、女性が家庭に入って子を産み育てるという「天性の」母性役割像に疑問を投げかけるほどになってきたのである。

一方、賃金均等法 (Equal Pay Act) および待遇均等法 (Act of Equal Treatment) が導入されて、数年後の1975年に平等委員会 (Council of Equality) が組織された。しかし、それらは今なお変わらず、労働市場および教育制度に限られた法律であり、個人の側面に及ぶものではない (Hansen 1991)。

とはいえDVは、徐々にではあるが社会的問題としてみなされるようになり、この分野の研究によって一層後押しされるようになってきた (Koch-Nielsen 1983)。この傾向は、女性運動の次の大きな高まりへの基盤となり、DVの問題は重大かつ社会的なジェンダーの問題として社会の議論へと引き継がれていった。

## 新しい女性運動

1970年代初頭に現れた「赤いストッキング (Red

Stocking)」という名の女性運動は、今日でも、デンマークにおける女性運動の歴史における第3段階のうねりのなかで革新的なグループの出来事となっている。このグループは、もともとさまざまな左派グループ出身の女性達が集まった組織であり、社会にある男女混在の政治団体や組織のなかで、女性を抑圧している家父長制度の構造が問題視されないことに対して、問題提起していくのがその設立理由であった。

この「赤いストッキング」が掲げる理念の基盤は、資本主義社会批判や家父長制社会の批判を併せ持った社会主義フェミニズム論 (socialist feminist theory) にあった。彼女らの主なスローガンの一部に、「個々の問題を政治で取り上げよ」がある (Dahlerup 1998)。そして、最初に取り組んだ課題は、同一賃金と中絶の自由であった。同時に、DVの問題にも取り組み、女性の家がコペンハーゲンに開設された際、上述の1970年代の市民集会の場でもDVの問題を取り上げた<sup>3)</sup>。このテーマは多くの女性の生活問題として公に議論がなされ、階級を超えた議論へと発展した。

1976年、「赤いストッキング」は、レスビアン運動家やティルデルネ (Thilderne) というグループとともに、ジョアン・シスターズ (Joan-søstre) と呼ばれるカウンセリング・グループを設立し、現在も活動が続いている。このグループは、歴史的に知られたデンマーク最初の危機センターでの座り込み運動の際に、重要な役割を担い、現在でもさまざまな暴力の被害となった女性へのカウンセリングを提供するなど、活発な活動を展開している (Grevinde Danner の項目を参照)。ジョアン・シスターズは70年代、性暴力を社会的に周知させることに大きく貢献し、その議論は議会にも届かせた。多くの意味で、彼らはこの種の暴力を社会問題として公の場で認識させることに成功した。この問題を現場で対応しているボランティアにとって、このような社会的な認知は喜ぶべきものであった。さらに、ジョアン・シスターズは、当時のアメリカやイギリスの女性運動によって大きな啓発を受け、1980年3月8日の国際女性デーに、「女性に対する暴力禁止」 (“No to violence against women”) のスローガンを掲げた。

ジョアン・シスターズは、女性に対する暴力との戦いを背景に、左派とは関わりのない女性グループとの連帯にも注力し、幅広い政治的連帯の構築に成

功した。また、デンマークで初の危機センターも立ち上げた。この危機センターは、現在でも当時の運動の大きな成果のひとつと考えられている。そのため、当時の女性運動のうねりのなかで設立されたいくつかの危機センターは、当時の運動の影響を受け、その理念を活動の基本理念としたりしている。この基本理念については、次の章で詳細に取り扱う。

この時期における革新的な認識の変化は、DVは単なる少数の男性による逸脱行為によって引き起こされるのではなく、家父長制の構造から現れる極端な現象のひとつで、男女間の根本的な社会的権力構造に内在する部分であるとされたことである。このような見解は、各危機センター設立の基本的な認識となり、センターは家父長制社会に対する批判の色彩が強いものとなった。

危機センターの設立と時を同じくして、「正義はないのか？我が国の逃亡者」 (“Retsløs? Flygtning i sit eget land”)<sup>4)</sup> という著書が1986年に出版された。この本は、女性に対する暴力に関する法的枠組みをテーマとしたものであり (Hansen 1999)、DVの被害者である女性の法的な位置付けに厳しい批判を展開している。特に、女性が置かれている法的に不利な現状と、警察の暴力防止とその対応への消極性を述べた上で、暴力防止策を無視する加害者に対して、何ら罰則がないことを指摘した (Borries 1991)。

そうしたことを踏まえ1987年に、危機センターの存在意義・役割の強化とDVの分野における情報集約の中核的機能を目的とする包括組織として、女性危機センター全国協議会、LOKK (The National Association of Women's Crisis Centres, LOKK) が設立された。同年の終わりに、LOKKは、警察によるDVの介入策作成の手順とその可能性についてまとめた小冊子を作成した。このようなLOKKからの働きかけの効果もあり、1988年に全国の警察地方管区は、各地方管区の「家庭内の諸問題」の対処方法の情報を集約することになった。各地方管区の回答によりDVに対する対処方法はかなり恣意的であることが判明したが、この調査結果 (Borries 1991) からは、規制につながることもなく公の議論に発展することもなかった。

徐々に、この問題への衝撃性や目新しさが弱まり大衆の関心も薄れるにつれ、危機センターは、DVに対する議論の調整的役割として機能するものと、消極的に考えられるようになった。そして、DVの問

題はいまや適切に対処されているという考え方が社会全体を覆うようになった。

### 第3段階：再構築

第3段階の局面では、DVに関する議論が、以前にも増して福祉国家の一大関心事となってきた。とくに、危機センターの体制をめぐる議論は、DVの分野で制度整備がすすむにつれ、当初の理念から全体的な社会福祉サービス制度の議論へと取って代わっていった。この議論を紹介する前に、この時期における社会的な動向のいくつかを取り上げる。

1980年代の半ば、福祉国家デンマークは、大きく改革と変化をしていった。効率性、サービス向上、技術の効果的活用、個人の成長等といったキーワードが、社会政策全体だけではなく公共部門での重要な原理となった。これらの原理は1990年代を通して継続され、危機センターを含む公的機関に多大な影響を及ぼすことになる。これらの機関では、自発的な対等な立場での社会的支援から、より専門的な利用者に対するケアの提供へと大きく変化していった(Hansen 1999)。

一般的に述べると、この時代の女性たちは、公的部門だけでなく、それまでの伝統的な男性主導の労働市場にも参入が進んだと理解されている。男性たちも家庭の領域への参加が進んだとされるが、その速さは女性の変化よりはまったく遅いものであった。例えば、家事は以前より多く男女ともに共有することがみられるようになったが、それでも女性の多くは家事に専念させられていた。最近になってようやく、男性の役割に関する議論や研究も始まったところである。

1992年に政府は、女性に対するDVに関する初めての全国調査を行った。それによれば、女性の19%がこれまでに1度以上暴力を受けたことがあると回答し、そのうちの50%が現在の夫あるいは元の夫から受けたという結果がでた(Christensen & Koch-Nielsen 1992)。この調査結果は、この分野における理論的な知識の蓄積と研究とともに、男女間の暴力についての社会的かつ文化的な背景を理解するための、更なる契機へと発展していった。

1990年代は、核家族が台頭し、社会の基本的な家族構造を占めるようになった。これは疑いもなく、アメリカやイギリスの影響をうけたものであろう。社会サービスは、ますます家族を中心としたものに

なり、家族という枠における諸問題の解決方法が優先されるようになった。このような動きは、例えば、問題を抱えた子どもの対応に24時間体制の施設サービスがかなり利用された1980年代と比べると対象的である。子どもの問題がますます重要視されるにつれ、核家族は、支援上のいい意味で、不安な社会生活のなかで再び積極的に焦点があてられるようになってきた(Hansen 1999)。

このような状況の一方で、DVの問題は、移民家族に多くみられるような、社会的規範から逸脱した家族の問題と結びつけられるようになった。それゆえDVは、個人の問題、あるいは外国の文化の問題として扱われるようになった。このように、デンマークではDVを、子どもの養育、性別役割分業、男女の経済的格差、男女関係の文化的表現方法等といった、より広範囲の社会の諸構造と関連付けがされなくなっていく。そのため、平等を標榜するデンマーク社会も、DVの背景となっている社会的・文化的背景への批判の立場が弱まっていった。

### 1.2 概念

DVに関する専門的な分野では、その対象者となる概念範囲についても、様々な議論が行われてきた。しかしながら、社会的に表面化した概念、しかも限定された集団の概念による一般的な議論が全体を占めていた。

他方、こうした概念の議論が今も盛んに行われているのは、障害関係の分野である。たとえば、障害の概念は、「欠陥者」から「身体的あるいは精神的障害を伴う者」へと変化してきた。それは、障害の概念を、限られた要因で個人を特定する方向から、人生の諸条件の一側面、あるいは個人を取り巻く環境との関係における重要な一要因であるとの考え方に変化してきた。この概念の変化は、被害的な意味合いから、その人も自ら行動を起こすことができるという意味への移行を目指していた。同様の概念の進展はDVの分野にもみられ、学術的な議論においても一般大衆的な議論においても概念の内容に大差はなくなっている。

学術的な概念においては、暴力を振るう男性の概念は、「攻撃者」から「暴力に依存する男性」に変わり、暴力を受ける女性は「不当な扱いを受けた妻」から「暴力にさらされる女性」へと変わった。しかしながら、学術的には「暴力にさらされる女性」と

いう概念が浸透して使用されているにもかかわらず、一般の議論の場では、いまだ狭義の「殴打された配偶者」の意味で用いられる。このような概念の妥当性については根拠からの論争は行われていない。

### 1.3 DVの被害者に対する全国的支援への発展

繰り返しになるが、1970年代後半、フェミニストらによる男性からの暴力を受けた女性の保護とシェルター不足という議論の高まりから、デンマークにおける最初の危機センターが出現した。70年代に設立された危機センターはすべて、当時の女性運動によって始動したものである。そのうちのいくつかは、それ以前からの女性の生活や女性固有の問題の認識と可視化を活動目的としていた女性たちの草の根運動によってすでに存在したものが、同じ理念をもって活動を始めたものであった。それらは当初、大きな文化センター内の活動の一部として始めたものであるが、活動を続けるうちにシェルターの機能が文化センターの主たる活動となったものである。今日では、彼女らの最も成功した運動のひとつとして認識されている (Socialstyrelsen 1987)。このような男性中心社会に対する社会主義フェミニズム運動の批判精神の下で、危機センターは「自立を支援」および「女性相互の助け合い」を基本精神とした改革的な施設として立ち上げられた。そこには、支援する者と支援される者との対等な関係に基づいた原理がある。危機センターは、自主的な活動による対等で民主的な構造で運営されており、相互に密接な連携関係を根拠とする団体として組織された。

1980年代半ばになると、全国におよそ30の危機センターが設立された。これらの危機センターのほとんどにみられた特徴は、公的機関が徐々に経済支援のかたちに関わり合いを持つようになったことである。こうした危機センターと行政当局との協力関係は、支援の範囲と積極性の面で地域差が現れてきたものの、危機センターは、一般の公的機関の代替施設としての立場を維持しながら独自の主張と努力もしてきた。公的機関が財政的支援を行うにあたって被害者女性の登録を要求してきたことに対して、危機センター側は女性たちの匿名性を主張したのである。

また、1996年、社会サービス法第94条の規定によって、危機センターは、各県と委託契約を締結す

ることができるようになった<sup>\*10</sup>。この法律は、特別な社会問題を持っている人々に支援を提供する施設に関する規定を定めたものであるが、危機センター側はそれでも女性の匿名性だけは守り続けた。危機センター側は、2004年以降、社会サービス法の93条を実効することに成功した（「法的枠組み」の章の「社会サービス法」を参照）。

#### ダナー伯爵夫人 (Grevinde Danner)

デンマークで、最も古く有名な危機センターは、「ダナー伯爵夫人 (Grevinde Danner)」に由来する建物である。この建物は国王フレデリック7世夫人であるダナーの名前がつけられたものである (ダナーは、出自が低い宮廷女官を母として生まれたため、王妃にはなれなかった)。その建物は1873年に、ダナーによって、「辱めを受けた」女性のための施設として建てられたものである。1979年に、建物は、国から開発会社に売却され取り壊されようとしたところ、女性運動団体が占拠した。この占拠活動は、建物を広く世間に知らしめるとともに、この活動に対する賛同の議論が高まり、建物を買い戻すための全国規模の資金調達がなされていった。支援者の中には労働組合などの大規模組織もあり、全国から支援金が寄せられた。こうして必要な資金が集められた結果、建物を買い戻し、現在では女性たちによって運営・維持がなされている (Mogensen & Nielsen 2000)。しかし、市当局は、危機センターの設立そのものに反対していたため、相互の関係は問題の多いものだった。とはいえ、現在に至るまで市当局から恒久的な支援を受けてはいないものの、ダナーハウスは、国や市関連機関から多額の補助金を受けている。

デンマーク国内をみわたせば、様々な地方での危機センター設立の動きに対して、地方当局の支援への態度は決して一様でなかった。設立者が当初から地方行政当局と協働できた地域もあれば、他の地域では座り込みの運動を通して、シェルター設立の一步が始まった地域もあった。今日では、デンマーク国内の危機センターの数は36施設に上っている<sup>iii</sup>\*11。

#### LOKK

1987年、全国の危機センターの統括組織として、LOKK<sup>\*12</sup>が設立された。LOKKには、DVの被害を受けた女性を支援の対象とする危機センターが加盟



している。LOKK の主な目的は、DV の積極的な予防対策と DV の可視化、各危機センターの利益を守ることにある。LOKK では、加盟の危機センターからの定期的なデータの収集・集約と、中央組織としての調整機能の役割も果たしている。LOKK は、公的に全国の危機センターを代表した組織であり、危機センター間のネットワーク強化にも努めている。現段階で事務局は 4 名体制であり、そのうち要支援の女性ための法律相談を引き受ける弁護士が 1 名含まれている。

### その他のシェルター

DV を経験した女性を受け入れるシェルターは、危機センターのほかにもある。さまざまなキリスト教の組織がシェルターを運営しており、これらの多くは男性も女性も対象としている。また、ホームレスやその他の様々な虐待など、暴力とは異なる問題を抱えた人々のための支援も行っている。シェルターのなかには、暴力問題は当然ながら、多様な社会問題を抱える家族に特化したものもある。さらに、限られてはいるが、暴力以外の問題を抱えた女性を保護する女性専用のシェルターもある。

### 1.4 最近の問題点

総じていうと、危機センターは、草の根運動の理念に基づき政治色が強く社会が担うべき代替施設の意味合いから、しだいに公的組織の一部としての色彩を強めてきている。例えば、専門的支援や医療可能な施設もあらわれていることなどがある。こうしたことは、特に DV の問題が社会全体の責任として徐々に認知されてきた結果であり、シェルター内でも社会全体でも議論されてきた経緯からである。

このような議論で強調されてきたことは、シェルターにおける支援の継続性、その支援はシェルターの職員によって提供されるべきものということ、さらに、女性自身が最善の状況で滞在するために必要な専門的支援を受ける必要があること等であった。この議論の方向性は、LOKK が強く主張していることでもある。

しかし、これらに対する批判として、危機センターの専門性が分化していること、既存施設の代替としての機能が失われかけていること、それに伴ってボランティアの必要性も少なくなっていることが指摘されている。さらに、男性中心社会への政治的対

立軸としてのセンターの役割も失われたと主張する意見もある (Michaelsen 2000)。また、別の問題の指摘もある。それは利用者自体が変化してきたことである。女性が抱える問題は複雑かつ多様化し、社会的なクライアントという考え方の重要性が増してくるなかで、危機センターにその解決方法を見出そうとしている。しかし、危機センターのなかには、従来よりも複雑な問題を抱える女性への対応に迫られ、以前よりもさらなる専門的支援が必要とするところもある。これはおそらく、利用者の社会経済的状況が悪化していること、および、これまで危機センターに連絡する手段を知らなかった女性が、助けを求めに来ることができるようになってきたことの 2 つの理由が推測できる。しかし、この分野における統計がないためこれを立証することは困難である。

1980 年代の終わり頃から、危機センターに保護を求めにくる外国人女性の数が増加してきた。この現象は、危機センターがサービスの提供に関して、さらなる問題を抱えることになった。多様な文化的背景を持つ外国人女性は、言語の障壁を経験したり、デンマーク社会の仕組みや制度、自分の権利についてほとんどあるいは全く知らないことがある。そうしたことと保護を求める外国人女性が増加したことから、外国人女性専用の危機センターを設立する提案がされたが、この提案は、様々な方面から多くの批判を浴びた。なぜなら、外国人女性専用のセンターを設立すると、外国人女性をデンマーク社会から極端に孤立させるだけだという主張であった。

また、1980 年代後半から、危機センターで居住する児童にも視点が向けられるようになった (Christensen 1988)。具体的には、社会省の支援により、危機センターの児童の支援者間のネットワークが設立されたり、1993 年には、児童の状況を改善するため、「特定」の資金が投入されたり、さらに、すべての危機センターで児童問題を専門とする職員が雇用された。

## 2. 法的枠組み

### 2.1 DV に対する国家プラン

2002 年、社会省および平等省は、「Stop volden mod kvinder-bryd tavsheden (ストップ、女性に対する暴力—沈黙を破ろう)」と名付けた、DV 対策の全国行動計画を策定した。この計画は、法務省の「暴力防止」対策 (Stop the Violence) をも含む広範囲の政

府提言の一部として具体化したものである。それは、社会省が社会的弱者へのサービス向上を目的とした「共通の責任」(The Common Responsibility)をうたう計画でもある。このDV対策のための国家計画は、主に次の4つ領域に対し具体案を掲げている。

- ・ 被害者への支援： DVを受けている女性のための大規模で全国的な情報キャンペーンを立ち上げる。このキャンペーンは、支援グループや支援機関への緊急連絡や情報提供サイトも含む。同時に、少数民族グループの女性の具体的なニーズと、危機センターの受け入れ情報に関する調査を実施する。特に暴力にさらされている女性に対しては、警察から警報装置を提供する。子どもへの支援の強化も求める。これには、「家庭内暴力」(Vold I Familien)プロジェクトの一環としての、支援サービスの情報、関連問題の出版物と情報や、その他の家族関連プロジェクトの情報を掲載したウェブサイトの充実も含む。
- ・ 加害者に関する取り組み： 暴力的な男性に関して、暴力に至る状況や背景の研究も計画に盛り込む。法的に検討する作業部会は、法制度の枠内で実行可能な対策の検討を行う。すなわち、同居する住居から加害者を退去させること、いわゆるオーストリア・モデルの実施と(現在は実施されているが)、条件付き罰則の代替手段として更生治療を受けさせること、刑罰のもとに更生治療を行うこと、最後に、制限事項が破られた場合の罰則の適用を検討する。
- ・ 専門家に関する取り組み： 様々な分野の専門家のグループが国内の各地域を訪問し、その地域の特性または専門的なDVに関する討論を通じ、地域の政治家や関連する職業集団を対象とする啓発を目的としたセミナーを開催する。専門職従事者に対しては、法制度、カウンセリング、関連の参考文献や、その他の必要な情報など、DV関連の仕事を行うための「包括的手引書(ツール・ボックス)」を作成する。また地域単位で学術的な専門家チームを立ち上げて、地方自治体と危機センターの相互連携を強力に推進する。さらに、DVに関して、さまざまな教育機関がどのように

教育を行っているかについて調査を行う。

- ・ 知識と情報： デンマークは、「女性暴力国際調査(International Violence Against Women Survey)」を意味する IVAWSのもとに、国際的プロジェクトに参加している。また、法務省が実施しているDVの現状に関する全国調査を行っている。その他、様々な障害を持つ女性に対するDVに関する全国規模の調査も現在実施中である。

2003年11月、平等省はこの行動計画に関する中間報告書を提出した。以下に、この報告書の内容とさらに計画を推し進めるための意見を挙げておく。

- ・ 研究は進行中である。広報活動は、医療機関の待合室や美容室など全国の関連場所で、広告や小冊子の配布を含めて実施している。警報器はすでに警察に配布したが、ある地域の警察がこれらを女性に配ることを拒絶した。このことが後日メディアによって報道された。「家庭内暴力」プロジェクトのサイトは、すでに開設済みで、DVに関する広範囲の情報を閲覧することができる。
- ・ 暴力的な男性のプロフィールに関する先行的調査のプロジェクトは完了し、法務省内の作業部会は最近その報告書を公表した。報告書では、暴力を振るう傾向にある人物を家庭から排除できるように、罰則法の修正を提案している。この修正案は、現在、議会で審議中である。
- ・ 専門家向けの「包括的手引書(ツール・ボックス)」は、すでに利用可能であり、関係専門家による全国巡回訪問も順調に実施している。

## 2.2 現行法の実効力

デンマークでは、歴史的にみても1683年から女性への虐待は非合法となっている。当時、夫には妻に体罰を与える権限がなかったにもかかわらず、妻への暴力は、事実上法律で刑罰を加える犯罪とはなっていなかった(Hansen 1991)。

現在のデンマークの法制度では、社会サービス法以外に、DVの明確な規定はない。この問題はそれぞれ別の法律で規定されているが(婚姻法、外国人法、社会サービス法、刑法)、いずれも付帯事項

に過ぎず、暴力という一般的条項で対応されている(刑法 244 条-246 条)。

こうした関連する法律の実際の効力や判例などの統計に関しては情報が得られないため、本章では触れない。DV が発生した場合の法適用に関する研究の蓄積がなされていないことを考えると、デンマークではいまだ、この領域に関して明らかになっていないことが多いと思われる。

## 刑法

### 家族関係における犯罪

213 条： 配偶者、子、あるいは、その他養育または保護すべき対象の者で 18 歳以下の者を放棄あるいは侮辱した者、または、生活費の支払負担者としての義務の履行を積極的に果たさず、もってこれらの者を苦難にさらした者は、性別にかかわらず 2 年以下の懲役に処する。

この条文は、障害を持つ女性に対する暴力の場合にも適用することができる。その場合の暴力的な配偶者とは、障害を持つ女性の援助者でもある。

以下、刑法の 244 条から 246 条は、一般の暴行行為についての条文であるが、通常は DV の場合にも適用される。

244 条： 暴行を犯した者、あるいは、その他の方法で他者の身体に攻撃を加えたものは、罰金刑または 3 年以下の懲役に処する。

245 条： 特に粗野で残忍あるいは危険な攻撃をした者、あるいは、虐待の罪を犯した者は、6 年以下の懲役に処す。かかる攻撃によって身体または健康に著しい傷害を生ぜしめた場合、さらに深刻な犯罪となる。

245 条(2)項： (1)項に該当しない者で、他者の身体や健康に危害を生ぜしめた者は、6 年以下の懲役に処する。

245 条 a： 同意のあるなしを問わず、女性の生殖器の一部または全部を切斷あるいはその他の方法で除去した者は、6 年以下の懲役に処する。

246 条： 245 条及び 245 条 a に含まれる身体への攻撃が、性的な特徴を帯び、あるいは、その結果、身体に著しい損傷または致死に至らしめ、状況的に深刻である場合、10 年以下の懲役にまで加刑することができる。

1989 年、上記の条文に重大な附則が加えられ、DV の事例の法的対応に影響を与えることになった。それは、245 条の附則で、「虐待(maltreat)」の意味を、「…加害者の被害者に対する優位な立場を利用して、加害者と何らかの依存関係にあることが多い者に対して行われる一連の暴力行為」であるとあらたに定義づけたのである(Greve ら 2001, p293)。独自の法的意義が付与されたことにより、虐待はより重大な事象として認識された。しかし、この条文が、具体的に DV の案件に適用された事実があるのか、あるいは、適用することが可能なかどうかについて示す実証はまだない。さらに、245 条(2)項の附則では、暴力の意味を、「…(人の)健康を傷つけることによって、心的後遺症を引き起こされる諸原因も含まれる」として、精神への影響にまで広義に拡大させた(Greve ら 2001, p294)。これらの附則では、DV 事例の法的処理を 245 条(244 条の代わりに)の下に置き、それによって、刑罰範囲に上、下限を設けた。

刑法の 265 条では、他者への迫害行為及び嫌がらせ行為者に対して、警察は、通常 5 年間を上限として、以下のような加害者への制限の措置を発令することができる。

265 条： 警察の警告にもかかわらず、他者に嫌がらせを目的として、文章やその他の方法で他者を迫害または侵害して他者のプライバシーを侵す者は、罰金あるいは 6 ヶ月以下の懲役に処す。警察による警告は 5 年間有効である。

1980 年代、警察による DV の加害者への制限の措置とその強化について、盛んに議論が行われた。1990 年に法務省は、警察の制限の措置に関する政府通達を発令した。その内容は次のとおりである。警察は、被害者が加害者による報復の脅威を感じて

いる場合は、加害者による強姦、重大な暴力あるいは脅迫の防止の実行に躊躇してはならない。また、警察は被害者からの告発がなくとも、制限の措置の発令の可能性を通知すべきであり、配偶者同士が互いに法的別居の状態がなくとも、制限の措置の発令になんら問題にならないことも伝えるべきであるとした。

## 司法行政権法

### 捜査に関する一般規則

司法行政権法の742条は、罰則対象の行為があると正当に判断できる場合、警察による捜査の開始のための書類の作成、または警察主導による捜査の開始の責任を負わせるものである。

*742条(2)項：公に告発されてしかるべき罰則対象の行為がなされていると正当に判断できる場合には、一般からの通報、又は警察の主導によって捜査を行う。*

警察は、被害者の訴えがあった場合には、加害者を告発することができる。いったん告発されると、被害者が後に告訴を取り下げたくとも、告訴の状態は維持される。これは、他の家族員などの外的圧力によって告訴が取り下げられる可能性に対する、被害者の不安を取り除くことになる。

2000年に検察は、各管区の警察に対し、DVの事件について具体的に捜査を行うよう通達を出した。とくに、この通達は、暴力行為があると正当に判断できる場合、被害者からその行為についての告発がなくとも、警察は捜査を開始する責任があることを強調している。

## 社会サービス法

危機センターについては、2004年3月まで、一般のシェルターや宿泊所と同じく、社会サービス法の94条のもとに定められていた。しかし現在は改正され93条aが適用される。

*93条a：各県当局は、暴行、脅迫、家族内あるいは配偶者間における同様の危機にさらされている女性のための、必要かつ十分な数の一時的な住居を準備しなければならない。子を伴っている女性*

*の場合は、彼女らはそれに応じて滞在中の必要な援助や支援を受けられる。シェルターへの入所は、個人の申し込みや公的機関の紹介による。その上で、担当者が入所の決定を行う。*

この改正案の新条項は、危機センターの業務内容を重視した。また、2003年の議会での「集中審議」に基づき、危機センターの質的基準を設定することとした。

社会サービス法の35条は、18歳以下の未成年者に特別な支援が必要であると考えられる場合、公的機関の職員に公的機関への報告義務を課すものである。これにより、危機センター及びシェルターの職員も、幼児・児童がDVに巻き込まれて被害となっている場合は、その報告が義務付けられることになった。理論的には、この法律は危機センターの関係者を困難な状況に追いやる危険性を含んでいる。なぜなら、女性の匿名性を守ることと、暴力的な家庭で暮らす子どもについての報告義務との間には、合意矛盾する利害があるからである。しかし、多くの場合、市町村は女性に対する支援費用を負担することになるため、結果としてその女性の居場所などについて知ることになる。

## 外国人法

*19条：仮居住許可は次の場合に取り消すことができる。*

*(1)項：申請理由あるいは居住許可書に偽りの記載があった場合、あるいは、居住申請時でその理由がない場合、,,*

*(7)項：居住許可書の取消決定にあたり、,, 外国籍の者が、国内において暴行、虐待、その他の性的嫌がらせ(その他も含む)を受けて別居状態になっているという理由で、居住許可の根拠がすでに失われているかに関しては、特別な配慮を行わなければならない。*

外国人法によると、そもそも配偶者同士が同一世帯であることが滞在居住許可の根拠であったが、後に暴力を理由に婚姻関係を解消する場合は、デンマーク移民局は19条に基づき、外国人滞在居住許可

を延長する可能性を残している。通常、デンマークでは、外国人が永住権を取得するためには、7年間の婚姻生活が必要であるが、個別の案件の判断では、DVの被害者である女性の滞在居住許可を延長することができる法的余地が残されている。居住許可を延長するためには、暴力を受けていることの立証のほか、移民局に対して、「母国」への帰国が非常に危険であることを証明することが求められている。たとえば、母国では婚姻関係の喪失は親族の恥辱とされ、帰国すれば制裁を与えられる場合がこれにあたる。さらには、デンマーク語の言語能力の証明書、社会における諸活動、また、周囲の人的関係や友人関係などを通して、デンマーク社会と緊密な関係を持っていることを証明しなければならない。このようなことから、外国人女性は、公的な社会統合プログラムに参加していることが、非常に重要な要件になる。

しかしながら、これまで移民局は、上記のような法的な対応措置を講じていない。それに対して、現場でDVを扱っているすべての施設や組織から広く批判を受けている。それは、移民局の委員会が、現実的にはほぼ不可能といえる暴力行為の証拠の文書の提出を求めてきたからである(たとえば、Hansen 1991)。これは、外国人女性を扱う危機センターの仕事のうえで最大の障害のひとつとなっている(「その他の国家関連問題」を参照)。

議会のなかで担当大臣は、外国人の救済受け入れに関して、「…デンマークに滞在可能の見通しとして、既婚女性がデンマークに居住して一定期間後(通常は2年間)経過して別居の契機となった暴力を証明する文書があれば受け入れられる。」(Samrådet om samrådspørgsmål P om danske mænds vold mod udenlandske kvinder og børn)と答弁している。担当大臣は、その答弁の根拠として、1998年以降、275名の外国籍を持つ者がDVの原因で別居したという統計があるが、実際は特例居住許可を受けた女性の数は、86件に過ぎなかったと説明している。さらに、許可されなかった件は暴力の事実が証明されなかったか、あるいは、被害者のデンマーク滞在期間が非常に短期間であるために、居住許可を与えられないと判断されたかのいずれかであると説明した。

### 2.3 法律対象外の特定の課題

LOKKの法務顧問のピーター・マイケル・トフト

(Peter Micheal Toft)氏とのインタビューでは、法制度の下で網羅されていない必要課題が明らかになった。

- ・いわゆる、オーストリア・モデル(同一の住居からの加害者の退去)の実施にあたって、加害者が自宅から追放された場合の代替選択肢、たとえば、暴力行為更生の特別プログラムなどが与えられるような、社会資源を準備しておく必要がある。
- ・子どもが巻き込まれるケースでは、その子どもの居所を父親が知る権利が法的に与えられている。そのため、父親は自動的に妻の居住先も知ることになる。女性の安全性が脅かされている場合はそこでの権利が侵されてしまい、シェルター名を伏せる必要がある。
- ・社会サービス法は、特に暴力にさらされている人々に対して、各県当局が「支援とケア」を提供することを規定している。カウンセリングやケアについては、望ましい対策事項として附則で述べられているに過ぎない。この分野の対策の責任は、各地方自治体に任せられている。すなわち、これらのサービスを提供することは各県当局の任意となっている。危機センターによって提供されるサービス内容が異なっているのはそのためである。
- ・さらに、自分の居住地以外の危機センターに駆け込んできた女性のケースは、どちらの自治体に対応責任があるのかが、法律には具体的な規定はなく不明瞭となっている。そのため、各自治体は責任や費用負担を回避するために、女性の問題事例を避けようとし、自治体の担当部局間でタライ回しされることになる。
- ・生命危機の状況にあるため国外の移住を余儀なくさせられる女性は、自分たちが法律で守られていないことを認識する。それらの場合は、国連あるいはEUで国際的な協定を結び、こうした重大なケースを迅速かつ適切に対処できるようにする必要がある。

### 2.4 初めての具体的な法制化と重要な出来事

1980年代初めから10年間、危機センターは国、県、市から財政支援を受けるようになってきた。設

立当初から独自の資金集めとボランティアに頼ってきた危機センターのなかには、徐々に、市との間で財政支援協定も取り付けるところが出てきた。そして、近年になって初めて、具体的に危機センターについて盛り込まれた社会サービス法の改正案が提出されている。ここにきてようやく、危機センターが支援する具体的な対象者として「女性」の文言が規定されるようになった。しかし、この法案はまだ改正に至っていない。

## 2.5 法制度に関する閲覧方法

### 法制度に関するウェブサイト

下記のウェブサイトでは、DVに関する法律関係および諸権利に関する情報が掲載されている。

- www.voldmodkvinder.dk: 当サイトは、政府によるDV撲滅全国キャンペーンの一環として開設されたものである。国のホットラインに関する情報、DVを経験した女性に対する助言、暴力的な男性に関する情報と様々な支援の方法が、デンマーク語、英語、トルコ語、ソマリ語、セルビア語で掲載されている。
- www.vold-i-familien.dk: 家庭内暴力を扱っている当サイトは、全国的キャンペーン計画の一部である。このサイトの主眼点は、女性と子どもへの暴力を広範囲に扱う。その情報内容は、支援、危機センター、統計、研究、文献、その他の計画等を含んでいるが、デンマーク語のみによる掲載である。
- www.vold-mod-udenlandske-kvinder.dk: 「外国人女性に対する暴力(英語)」のサイトで、外国人法および婚姻法との関連について、外国人女性の権利に関する法律と新しい法律の概要を閲覧することができる。また、カウンセリング、ホットライン、危機センターに関する情報とともに、暴力を経験した外国人女性の手記や具体例の情報もある。デンマーク語、英語、ロシア語で掲載されており、移民相談部(デンマーク語: Indvanderrådgivningen)が運営するサイトである。
- www.menneskeret.dk: 当サイトの主題は女性に対する暴力であり、女性の権利に関する国際・国内法だけではなく、さまざまな関連項目に関する記事やテレビ報道番組を見ることができる。人権研究所のホームページで、すべてデンマーク語で掲載されている。

- www.jm.dk: 法務省(デンマーク語: Justitsministeriet)のホームページで、デンマークで制定されているすべての法律を閲覧することができる。
- 各県のホームページでは、特に現在法的義務を負っているシェルターや、危機センターに関する法律情報を掲載しているものが多い。
- www.formidlingscentret.dk: “Videns-og Formidlingscentret for Social Udsatte”(英語: 社会的弱者の情報・介入センター)では、法律関係の情報がいくつか掲載されている。

### 小冊子類

- DV対策全国キャンペーンの一環として、「ストップ暴力 - 沈黙を破ろう」という表題の小冊子が5カ国語で発行されている。この小冊子にはカウンセリング情報が掲載されている。
- 2001年、移民局は、「外国人法と暴力のもとでの結婚生活」という冊子を発行した。この冊子には、暴力のもとでの結婚生活から解放されたい女性が、居住延長許可のための個別の審判に関する権利が掲載されている。(http://europa.eu/)

### 【原文注】

- i) 上級研究員 Else Christensen からの情報提供。
- ii) 上級研究員 Else Christensen からの情報提供。
- iii) この数字は、暴力を経験した女性のためのシェルター業務に特化している危機センターの数のみ(詳しくは、「サービス提供」の項を参照)。

### 【翻訳注】

- \*1 DV(Domestic Violence)は一般的に家庭内暴力と訳され、男女間だけでなく広義の意味があるが、この報告書では特に男性から女性への暴力をテーマに取り扱っているため、ここでは、DVをその意味として用いることにする。
- \*2 ‘The Danish Government’s action plan to stop violence against women’ (2002-2004年)。
- \*3 ‘Action plan to stop men’s domestic violence against women and children’ (2005-2008年)。
- \*4 ‘National Strategy to Prevent Violence in Intimate Relations’ (2009-2012年)。
- \*5 日本ではDVの被害を受けた女性の入所施設を単に「シェルター」と呼ぶが、ここでは同義のものが「危機センター」(crises center / krisecentre)と訳されるため、

本文でも同様に用いる。

- \*6 本号では、全体の約半分である2章までの紹介にとどめるため、本文中の引用は残すが巻末の参考文献は省略していることを断っておく。
- \*7 デンマーク国立社会研究所のホームページ (<http://www.sfi.dk/>)。
- \*8 欧州連合の政策執行機関である欧州員会は、子ども、若者、女性に対する暴力と性的搾取と戦うためのプログラムとして、ダフネ・イニシアティブ(1997-1999年)を実施、その後ダフネ・プログラム(2000-2003年)、ダフネII・プログラム(2004-2008年)、現在、ダフネIII・プログラム(2009-2013年)として、実施されている。女性と子どもに対する暴力に反対する非政府機関(NGO)に対し、財政的な補助を行っている。ここで暴力とは広義に理解され、性的虐待(sexual abuse)から家庭内暴力、商業的搾取から学校におけるいじめ、人身売買から差別的暴力に至るまで含まれる。
- \*9 Tove Nielsen and, Lissy Holtegaard “Retsløs?: flygtning i sit eget land” Tommeliden, 1986。
- \*10 デンマークでは、2007年1月に自治体改革が行われ、いわゆる「県」(アムト)が廃止され、「道州制」広域自治体の連合が作られた。基礎自治体は市(コムーネ)で、改革前に271あった自治体は98に統合された。それに伴いシェルターの管轄も市に移行されている。
- \*11 2011年10月現在、41シェルターが加盟している。
- \*12 Landsorganisation af Kvinderkrisecentre を略したものであるが、正式名として LOKK という名称を用いている。英文名は The Danish National Organisation of Shelters for Battered Women and Children (ホームページ <http://www.lokk.dk/>)。

(翻訳の公表については、デンマーク国立社会研究所の Kenneth Jensen 氏 (Executive Director of Administration MA Law) を通じて承諾を得ている)